

福島県福祉サービス第三評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：福島県飯坂ホーム		種別：特別養護老人ホーム	
代表者氏名：園長 古林 由美子		定員（利用人数）： 100（97）名	
所在地：福島県福島市飯坂町字上原26-1			
TEL：024-542-5124		HP：http://www.fukushima-sj.jp/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 昭和44年 9月25日			
平成18年 9月18日（福島県から移譲）			
平成27年 9月 1日（施設移転）			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島県社会福祉事業団			
職員数	常勤職員： 68名	非常勤職員	1名
専門職員	園長 1名	医師	2名
	生活相談員兼介護支援専門員 2名	用務員	1名
	介護職員 53名		
	看護職員 4名		
	機能訓練指導員 1名		
	管理栄養士 1名		
	事務員 2名		
	営繕員 1名		
	その他の職員 2名		
施設・設備の概要	（居室数）		（設備等）
	居室（全室個室）100、ユニット内共同生活室5、クリーンルーム5、浴室（機械浴室）7（2）、介護ステーション2、機能訓練室1、医務室1、事務室1、地域交流スペース1、談話コーナー3、会議室1、リネン室2、洗濯室2、相談員室1、応接室1		スプリンクラー、屋内消火栓、厨房、機械浴槽2、一般（リフト式）浴槽5、防火扉2、非常用スロープ2、冷・暖房設備全館

① 理念・基本方針

スローガン】

『家庭的で思いやりのある介護の実践』～さらなる安心と信頼を求めて～

【基本方針】

- 1 お客様主体の良好な専門性のあるサービスの提供
- 2 お客様が安心・安全な生活ができるサービス及び環境の提供
- 3 個別支援の充実と地域と共に歩む施設づくり
- 4 充実したユニットケアへの取り組み
- 5 職員の資質の向上と職場の活性化

6 適切なコスト意識を持った効率的で安定した経営

② 施設・事業所の特徴的な取組

- 1、平成27年9月にユニット型施設に移行したが、昭和44年開設からの長年の実績を活かしながら、ユニットケアの理念に基づいた『介護が必要になっても、今までの暮らしが継続できる』支援に取り組んでいる。
- 2、ユニット型施設としての利点を活かし、職員と利用者のなじみの関係作りに努めており、プライバシーが守れることから家族の面会も多く、居心地の良い環境を提供している。
- 3、利用者の要望を聞き取り、ユニット毎に独自の行事や催しものを実施している。また、家族会の協力により、家族が参加できる行事も多く、交流の機会となっている。
- 4、地域の方の施設行事への参加機会を設けたり、利用者が地元で行われる秋祭りへ参加したりするなど、地域の方々との交流に努めている。
- 5、利用者の尊厳を保つこと、安心と信頼を得られる施設として、法人の倫理綱領、施設の行動規範をもとに自己チェックできる体制を構築し、聴き取り調査や満足度調査を継続して実施することにより積極的に権利擁護の推進を図っている。

③ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年7月20日（契約日）～ 平成30年2月8日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0回（平成 年度）

④ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 利用者の権利擁護への取り組みについて

利用者の権利擁護について、法人の理念や倫理綱領に基づき飯坂ホーム職員行動規範で具体的な内容を定め、職員から誓約署名を求めるなど周知徹底をしている。また、毎年自己チェックを行い職員自ら振り返りを行うとともに、法人局長が直接全職員を対象に「権利擁護アンケート」を実施し、結果を職員会議にフィードバックし、話し合うなど組織全体で重点的に取り組んでいる。

2. 運営の透明性の確保について

事業計画や財務報告、苦情処理状況等をホームページで公表している。これらを掲載した広報誌は家族のほか地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、町内会などに配布し周知している。またこれまでの内部監査に加え今年度から公認会計士による外部監査を導入するなど運営の透明性を確保する取り組みを積極的に進めている。

3. ユニットの特徴を活かした住環境への取り組みについて

ユニットケアの特徴を活かし、職員と利用者の共同作品や季節に合わせた飾り、テーブルの配置等各ユニット利用者に合わせ環境を設える等、過ごしやすい空間を職員が協力して考え、住みやすく温かみのある住環境の提供に努めている。

4. 多職種連携による個別ケアへの取り組みについて

他職種の連携が密に行われ、利用者の心身の状態に合わせて対応している。特に食事に関してはユニットケアに移行して、情報交換がスムーズに行われており利用者に合わせた食事の提供や低栄養改善等へ多職種で情報を共有しながら取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 地域福祉向上のための取り組みについて

社会福祉法人として地域の福祉ニーズに基づく広域的な活動を求められているが、ショートステイ利用者のニーズ把握に留まり地域の福祉ニーズの把握が十分でない。民生委員や地域包括支援センター等関係者からニーズを把握しながら、地域の住民や福祉関係者も巻き込み地域交流室を活かした公益的な活動の検討、実施が望まれる。

2. ユニット型への移行に対応した組織体制と人材育成について

ユニット型への移行に伴い、施設長の指示や情報の伝達に時間を要するなど課題が生じているため、ユニット型に沿った連絡体制や組織編制等の検討が望まれる。また、組織の目標を理解し、チームの中で実践出来る中堅職員の育成が課題となっているため、チームをマネジメントできる人材の育成が望まれる。

3. 終末期や看取りへの取り組みについて

看取りについては、マニュアル作りなどまだ準備の段階で、看取りへの取り組みは行われていない。今後、関係医療機関との調整をはじめ、利用者が最後まで安心して暮らせる場所になるように職員教育を行い、家族との連携も含め自然な形で看取りを受け入れていけることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当施設が従来の多床室からユニット型特養に改築した2年目に、福島県福祉サービス第三者評価事業を受審したことは、目指すべきユニットケアの指標を示していただいたと思っております。

これまでの法人におけるサービス評価の長い取り組みを振り返りますと、全職員で自己評価を行い、計画に基づく改善を実施し、改善結果報告書をまとめあげて来ました。さらに、近年では満足度調査を併用し、より利用者の思いを大切に受け止め、サービスの向上に取り組んで来た集大成とも言える受審となりました

今後は、ユニットケアのさらなる充実を目指し、第三者評価機関の専門的なアドバイス等を全職員で検証し、皆さまに満足していただけるとともに、笑顔溢れる施設づくり

に職員一同で歩み続けていく覚悟です。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。